

平成26年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月14日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	臼田慶生		

開議の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

暫時休憩します。

午前9時01分 休憩

午前9時01分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 堀部好秀君と18番 鶴飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

おはようございます。

久しぶりの1番の質問で少々緊張いたしております。けさもここへ来る途中に、猿の見送りを受けましてここへまいりました。どうしても私は、何度見てもかわいいとは思われません。やはり根尾地域からは猿がいなくなってくれたら本当にいろんなことができる、そんな思いをめぐらせてきょうここに参りました。

先ほどの、先日の日経の調査で、国内の主要企業の101社からの回答中、7割が業績回復並びに業績回復の追い風と、政府の要請の影響でベア回答をされています。しかし、中・長期的に国内の総人件費に占める方針は現状維持、減るの合計で6割以上を占めており、なかなか景気回復といえますか、足元の業績が回復しておりますが、大手企業ですら将来をにらんで人件費増にはなお慎重

で、今後も賃上げの流れが続いてくかということとは不透明な情勢ではないかなあと、そんなことを思い、デフレ脱却に向けました消費の増加がどこまで続き、景気がどこまで続くか心配をいたしておるところでございます。

それでは、議長の許可を得ておりますので、通告に従い質問をいたします。

1 番目に、市の玄関口についてお尋ねをいたします。

市内へ来訪者を迎えるまちの玄関口は、交通拠点として位置づけられる東海環状自動車道糸貫インターチェンジ周辺や樽見鉄道の主要駅周辺と考えております。

本巣市都市計画マスタープランでは、本巣市の長期的なまちづくりの将来像の実現に向け、都市を構成するさまざまな要素に関して、将来のあるべき姿をまとめ、当面10年間のまちづくりの道筋を定め、平成22年8月に本巣市都市計画により都市計画区域が指定をされております。都市計画区域は、大別すると用途地域と特定用途制限地域から構成をされております。次年度は、都市計画法第6条で、5年ごとに義務づけされた都市計画基礎調査が行われる予定でございます。

また、景観条例も次年度、条例制定が予定をされています。都市計画の手法を活用した良好な景観形成を図り、景観条例の届け出の対象設定などとあわせた仕組みが、将来の町並みとして形成されていくのではないかと考えております。

誰しもが旅行などで他市町を訪れた際、駅やインターをおり、最初の町並みが整然と整備されているかにより、そのまちが計画的なまちづくりをされ、元気なまちであるかを感じることがあるかと思えます。

将来、糸貫インターチェンジ付近を本巣市の交通拠点の玄関口と考え、まちづくりを進めるには、高速道路が開通し、インターチェンジを利用する車の流れが予想される市内の幹線道路、岐阜関ヶ原線沿線、北方多度線沿線、岐阜大野線沿線、国道157号沿線の一部、また長良糸貫線の計画的な整備が必要と考えます。これらの幹線道路沿いは、用途地域と特定用途制限地域の幹線道路沿線地区Ⅰ型、Ⅱ型に区域指定がされております。東西の幹線軸の長良糸貫線は、都市計画道路の線引きがされ、建築規制がされております。南北の幹線軸の国道157号は、北方多度線から国道303号までが4車線となっておりますが、国道303号交差点から糸貫インター線までは第2種住居地域近隣商業地域指定で、都市計画道路の線引きはされておられません。また、糸貫インターから北へ、長屋のスタジアム入り口までは、準工業地域第1種住居地域の地域指定でございます。さらに北へJA本巣支店までが特定用途制限地域の幹線道路沿道地区Ⅱ型の指定でございます。国道303号線交差点から糸貫インター線区間を除き、都市計画道路の線引きはなされておられません。

わかりやすく言えば、南北の幹線道路の157号線は、瑞穂市方面から北方多度線で国道157号を4車線で303号の交差点に入ります。そこから2車線で糸貫インター線の4車線に入り、糸貫インター線を過ぎると、再び2車線で本巣方面に向かいます。この計画をどのように考えておるのか、いささか疑問を持たざるを得ません。将来の交通拠点として市の玄関口の整備を計画的に行うには、4車線化を前提とした都市計画道路の線引きが必要と考えます。糸貫分庁舎付近は、東海環状自動車道の開通により予想されるさらなる渋滞の緩和や、北部の富山地域の国道157号沿線は、糸貫イ

ンター開通により利便性もさらに向上すると考えます。そうすれば工場の進出も可能となり、北部地域の雇用の創出につながり、過疎化の防止へと夢は大きく膨らみ、現実となってくるのではないかと考え、お尋ねをいたします。

(1)の都市計画道路への修正の手順は、どのようなプロセスとなりますか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの国道157号線の三橋交差点から県道岐阜大野線交差点までを都市計画道路として4車線化を進める上での修正の手順、プロセスについてお答えをさせていただきます。

一般国道を都市計画道路として位置づける都市計画決定につきましては、都市計画法第15条で県が定める都市計画と規定しており、県による都市計画の変更が必要となります。

また、都市計画法第15条の2では、市町村は必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が認める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができると規定しており、県が定める都市計画であっても、市で変更案を作成し、県に申し出ることができるとされています。

御質問の県管理の一般国道157号を都市計画道路と位置づけ、4車線化を進める上での修正の手順、プロセスにつきましては、市で案を作成し、県に申し出を行うことが足がかりとなり、その上で案に沿った都市計画の変更が必要か、県主導により検討が進められることとなります。検討につきましては、県の都市計画道路の見直し方針に基づき、広域性の観点から都市計画道路とすることが必要か、経済性の観点から事業化が実現可能か、さらに地域性の観点から、地元住民の理解を得られているかなどについて検証が行われ、都市計画を変更する必要性が確認されれば、県が定める都市計画区域マスタープランの変更、地元説明会や公聴会の開催、さらに県の都市計画審議会や国の同意を得ることが、県が定める都市計画を変更決定する手順、プロセスになるものと考えております。

なお、市が都市計画の変更を県へ申し出ることにつきましては、あらかじめ市が定める都市計画マスタープランに位置づけすることはもちろんですが、本市の総合計画等、上位関連計画についても今後整理していく必要があると考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの都市計画道路への修正の手順をお聞きしました。そのような手順を踏みまして、次年度以降行われる5年ごとの都市計画基礎調査で、都市計画道路糸貫インター線を延長し、国道157号の4車線化を前提としたマスタープランの変更修正は可能ですか。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、次年度以降行われる基礎調査で、国道157号の都市計画道路糸貫インター線の延長区域としてマスタープランの変更、修正が可能かについてお答えをさせていただきます。

都市計画基礎調査は、県が主体となって実施する調査で、人口、産業、土地利用、交通など、都市の現状、都市化の動向等を定期的に把握し、その結果を都市計画の見直しを進める際、積極的に活用することなどの目的で行われる法定調査でございます。

なお、基礎調査のうち、一部調査につきましては、地域に精通した市町で調査することになっておりますので、本市においても平成26年度予算に調査費の計上をしておるところでございます。

マスタープランの修正につきましては、この基礎調査の結果を受け、市が定める都市計画マスタープランを修正することや、本市の総合計画など上位関連計画を整理した上で県が定める都市計画マスタープランを修正する手順となります。

御質問の国道157号のうち、平成8年に都市計画決定されました（仮称）糸貫インターチェンジから三橋北交差点に至る都市計画道路糸貫インター線を延長し、4車線化を目指すマスタープランの変更が可能かにつきましては、都市計画道路の見直しの契機となる将来人口、産業、経済フレーム、将来交通需要等といった社会情勢の変化、マスタープランに示される都市の将来像や施策といった政策の転機、広域的交通施設や市街地開発事業の計画等といった都市構造の変化、これらの視点について現況やその見通しを整理し、検証する必要がありますので、この場で明確にお答えすることは難しいと考えております。

なお、県の都市計画道路の見直し方針が平成13年に策定されて以降は、その路線が必要かどうかというより現実的に整備ができるかどうかに焦点を当てた検証がなされており、都市計画道路の全線もしくは一部廃止といった見直しが優先されております。近年では、都市計画道路の延伸や新規格線の決定事項はないとうかがっておりますことを鑑みますと、糸貫インター線を延伸する県が定める都市計画区域マスタープランの変更についてはハードルが高く、県の合意を得る上で十分な協議や調整が必要と考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまなかなか難しいということですが、これを果たして将来このまま放置していいのかどうかということですが、ただいまいろいろなさまざまな要素がクリアできれば変更も可能だということですが、そこで市長にお聞きしたいと思います、市長は将来どこを本巢市の玄関口と考え、どのような構想のもとにまちづくりの計画を考えていますか。

また、国道157号の糸貫インター線を挟む南側、北側の4車線化を前提とした都市計画道路、糸貫インター線を延長する線引きの見直しの考えはありますか。市長にお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、質問の3点目の市の玄関口をどこに考えているかというお話、そしてまた糸貫インター線を延長をする都市計画の見直しと、それについて御質問でございますが、現在、東海環状自動車道西回りのルートの建設が、今暫定2車線で、平成32年度末までの全線開通を目指して進められております。本巢市でも今年度より用地買収が進められておまして、本巢市もいよいよ糸貫インターチェンジを玄関口に、日本の高速自動車道のネットワークにつながってまいります。そういったことから、東海環状自動車の開通を活用したまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えております。このため、次年度以降に策定いたしております第2次総合計画の中で、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺を本巢市の玄関口として考えて、そのインターチェンジ、高速道路を使って市全体への波及効果を図っていくということで、市全体を見据えた活用ということで図っていく。そのために必要とあれば、現状と課題というようなものを整理させていただき、そして活用のための方針、そしてまた施策というのを第2次総合計画の中で打ち出していきたいというふうに考えております。

国道157号線、現在、モレラの東側にありますけれども、御案内のように私も時々通りますけれども、大変大渋滞を起こしておるのが事実でございます。観光シーズン、通勤時、さらにまたモレラ岐阜の営業時間帯。特に土曜・日曜になりますと、ほとんど車が動かないぐらい渋滞しているというのが現実の問題でもございます。そういったことから、この後に糸貫インターチェンジが開通いたしますと、さらに車の量がふえてくるだろうと。そういたしますと、なかなか厳しいなという思いもいたしております。そういったことから、土地利用、道路を拡幅ということは、大変私自身もこれは必要なことじゃないだろうかというふうに思っております。

そういったことから、御質問にございます4車線化というのを前提に、都市計画道路の糸貫インター線の延伸する都市計画の見直しというような考えにつきましては、一般国道でもございますので、先ほど産業建設部長がお答え申し上げておりますように、最終的には国の同意を得て県が決定するというふうになりますけれども、ちょうど5年ごとの見直しの時期になってまいりまして、新年度予算でもマスタープランの策定をする予定をいたしておりますけれども、その新年度に行いますマスタープランの改定にあわせまして、また市民の皆さんの御意向もお聞きしたり、それからまた交通量の調査というようなことも実施いたしまして、地元の意向として事業化が必要だということ、定性的、定量的にも取りまとめて、見直しには大変厳しいものがございます。先ほど部長の答弁のようにハードルが高い部分でございますけれども、ぜひこの4車線化に向けて県や国へ協議してまいりたいというふうに考えております。

現状を見る限りにおいては、大変303との交差点から長良糸貫インター線までの間の区間の大渋滞、この期間、そう長くはございませんけれども、これについては積極的に国・県に協議しながら

実現の方向に向かって努力してまいりたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

1番はこれで終わります。

次に、2番の根尾生活支援ハウスの有効活用についてお尋ねをいたします。

根尾生活支援ハウスは定員10名で、夫婦世帯1室と、1人部屋8室で、ここ数年は半数が空き室状態が続いております。この施設は、日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしや高齢者の夫婦世帯の方で、要介護非該当者が一定期間入居でき、市内に居住される方なら収入に応じてゼロ円から5万円の範囲で、段階的な利用料と日額100円の光熱費で健康で快適な居住環境の提供を受けることができる、地域福祉の拠点の一つとして大変ありがたい施設でございます。

根尾地域の高齢化率は市全体の1.9倍、地域高齢化率は45.3%で、65歳以上人口は775人でございます。また、高齢世帯数は291世帯で、うちひとり暮らしの世帯が126人、このうち90歳以上の高齢者数は64人で、ひとり暮らしの方は14人となっています。こうした方々は災害時要援護者で、積雪時には雪おろしは言うまでもなく、自宅が公道から離れている場合、公道までの雪かきもままならず、通院や買い物も困難を余儀なくされております。

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の皆さんは、そうした環境に無理に居住しているのではございません。自分の生まれたふるさとの自然を守りたい、元気なうちはできる限り自分のことは自分でやりたい、そうした思いで、暖かいときは菜園などを耕し、楽しみを見つけながら健康維持に努められ、ふるさとを守っておられます。しかし、豪雪や冬期間は火災頻度も高く、不測の事態に備え入居を促すとともに、施設の有効活用を図ることが必要と考えております。施設は目的があって整備をいたします。それが有効活用されて初めて施設でございまして、有効活用されない施設はただの建物でございます。

それで、健康福祉部長にお聞きをいたします。入居条件に一定期間とあるが、冬季限定の短期入居が可能なのか。可能であるなら、冬期間だけの入居世帯に特設対策事業の屋根雪おろし補助の適用はできないか。また、入居条件や空き室状況を住民に知らせ、利用率の向上を図ることも必要と考えますが、いかがでございますか。健康福祉部長にお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

根尾生活支援ハウスは定員が10名で、夫婦用が1室、単身用が8室となっております。現在、3月1日現在でございますが、5名の方が夫婦用1室と、単身用3室に入居されてみえます。

根尾生活支援ハウスへの入居対象は、要介護認定において非該当、要支援となった者であること、または居住環境及び家庭環境の変化等により家族による援助を受けることが困難な者で、独立して生活することに不安のある者が要件となっており、短期間の入所を目的とした施設ではありませんが、施設の有効活用を図るため、地域の実情を踏まえ冬季期間短期入所ができるように今後検討を進めてまいりたいと思います。

また、入居世帯への屋根の雪おろし事業補助の適用につきましては、冬季期間限定での入所ができることとなれば、在宅へ戻られてからの生活基盤である自宅が積雪による倒壊等により生活ができなくなることも予想されますので、屋根雪おろしへの補助は継続できるものと考えております。

また、入居の条件や空き状況を対象住民に知らせる件についてでございますが、現在、入居案内は日常生活に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等からの相談があった際に、本巣市根尾生活支援ハウス運営事業実施要綱により対象者として認められる方に根尾生活支援ハウスを紹介しております。

なお、冬期間限定の入所が可能となったときには、入所の要件及び空き室の状況を自治会の回覧等により情報提供していきたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

前向きな御答弁でございました。ぜひとも今現在、入居希望者がおるのかということも聞かれても、はい、おりますとはなかなか答えられないわけですが、やはりそういった条件が整いながらまたPRすることによりまして、せっかくの施設を有効活用できるということでございますので、ぜひとも前向きに御検討を賜りますようよろしくお願いをします。

それでは、2番は終わりました3番目に進みます。

3番の根尾地域の私立保育園についてお尋ねをいたします。

精華保育園は、昭和30年4月、村の福祉事業の一環とし、村当局や一般村民の理解と協力を得て、樽見小学校の一教室を一時借用し、専念寺託児所として開設され、同年8月に名称を市立精華保育園と変更されたが、園児数も定員の半分程度で、運営には随分苦勞を重ねられ、幾多の苦勞を乗り越え、社会情勢の変化とともに昭和43年に定員60名から90名に変更され、昭和51年から120名と希望者全員に近い園児の収容を図られてまいりました。しかし、近年の過疎化と少子化に伴い、残念ながら福祉事業を閉じることになり、根尾地域で唯一長年福祉事業を担われてきました精華保育園が平成26年度で閉園されます。これまでの精華保育園が地域の福祉事業に貢献されましたことに対しまして、地域の一員として深く敬意を表するとともに、御礼を申し上げる次第でございます。しかし、せめて閉園3年ぐらい前に方針を示していただけたらなあと、非常に残念に思っておるところでございます。

精華保育園から閉園を示されたことを受け、市は平成25年12月議会、全員協議会で根尾小学校の

空き教室を利用した幼児施設整備を行い、平成27年度より開園する旨を示されました。その後、保護者、PTA、地域自治会などの説明会が持たれましてから、私のところにも多くの皆様から御意見が寄せられ、さまざまな問題提起や難色を示す方、また賛成をする方々など、いろいろな意見がございました。今後の方針を明確にさせていただくことが必要であり、お尋ねをするつもりでございましたが、昨日の一般質問で御答弁をされておりますので、確認の意味をもちまして市長に確認をさせていただきます。

平成27年度より、市の運営で開園をする施設の場所は、他の公共施設も含め早急に検討する。そうした内容と理解をしてよろしいですか。

なお、1点だけはお聞きをいたします。

保育士などの希望者は、精華保育園より市が受け継ぐことにつきましてはいかがですか。市長にお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、根尾地域の私立保育園閉園に関する御質問にお答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、昨日、黒田議員から幾つかの御質問がございまして、経緯等含めて御質問がございました。そのときに関係部長、また私のほうからもお答えいたしておきまして、重複することになりますけれども、また再度御答弁をさせていただきたいと思っております。

根尾地域で長年児童福祉を担われてまいりました精華保育園が、26年度末をもって閉園されるということから、市が直接幼児園を運営していく必要が生じまして、27年4月からやるということになりますと1年半ぐらいしかないということで、既存の施設等を活用することも前提にしながら原案を作成いたしまして、平成25年12月議会の全員協議会におきまして、根尾小学校の一部教室を保育室に改修して、幼児園として開園する旨の御報告を申し上げたところでもございます。その後、こうした市の方針を根尾地域におきまして開催いたしました説明会におきまして御説明をいたしましたが、先ほど道下議員のお話のように、市のこの方針に賛成の御意見もございますけれども、保護者を中心に安全面などに対する不安の声が大変多いということから、昨日の答弁でも申し上げましたように、他の公共施設と利用もあわせて検討をしていきたいと。

いずれにいたしましても27年4月には保育をしなければなりません。今、現時点でまいりますと、もう3月でございまして、もうあと1年しかございません。やはり基本的には既存の公共施設を活用することを考えていかなければならない、時間的な余裕もないということで、そういった決定もさせていただいて、昨日御答弁申し上げたところでございます。今後、他の施設等の状況も調査しながらできるだけ速やかに、早く決定をさせていただいて、また議会等に報告させていただき、進めていきたいというふうに思っております。

また、予算のほうも遅くとも6月議会には提案をさせていただいて、建設に着手をしたいという

ふうに思っております。

また、保育士の確保の問題でございます。今まで精華保育園は、精華のほうで保育士を採用してやってきております。市がこれから直接行うという場合にも、同じように保育士の採用をしていかなければなりません。そういった中で、今精華保育園で働いておられる方が、引き続き市の施設になりましても保育士として働きたいという御希望があれば、また申し込んでいただいて、いずれにいたしましても募集をしながらやってまいりたいと思っておりますので、その候補者の中に入れていただいて、できるだけ御希望に沿えるような形でやってきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、保育士の確保というのも大きな課題になってまいります。南のほうの地域でも、幼稚園、保育園の保育士の採用が大変厳しい状況でございます、なかなか思ったとおりの人の採用ができていないのが現状でもございますので、今お話をいただいたように、精華保育園の保育士さんが引き続きこの根尾地域で働いてもいいよというふうであれば、これは逆に市にとっても大変ありがたいことでもあろうかと思っております。ぜひそういうことも踏まえながら、採用のほうも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの設問につきまして、再質問をさせていただきます。

昨日も施設の場所は、他の公共施設も含め検討されるようでございますが、ほかの施設で根尾地域に保育園に適した公共施設は旧高尾小学校しかないと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

昨日の中で、特定の場所をお示しせずには他の公共施設ということでお答えをさせていただきました。今回も、市の原案のところでも根尾小学校を活用してということで計画を進めてきておりましたので、同じように、今お話しありましたように、高尾小学校も根尾小学校と同じようなレベルの同じ内容を持った施設でもございますので、他の施設もあわせてというときには、この高尾小学校が第一優先の場所として検討の中に入っております。ただ、この場所も今現在も他の用途に使っている部分もございますので、そことの調整等もしながら、それがすぐにはできるかどうかということも含めて検討をしたい。

いずれにいたしましても、時間がそうございませんので、近い間にやる。もしそこが使えるという可能性が出てくれば、そこで現在使っている方々の施設をまたほかの場所に移さなければなりませんので、今度はそっこのほうの移転先等との調整が出てまいります。ということから、すぐここで決定ということは、昨日もお答えできなかった。今、私の頭の中にあるのは、ここを第1の候補として検討を進めておるということにお答えで述べておきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

再度質問をさせていただきます。

旧高尾小学校も含めて検討する。ただいま最優先で旧高尾小学校を検討していきたい。ただその中で、現在も施設として使用しているということでございますので、そこら辺も含めながら検討をされるということでございますが、この旧高尾小学校は昭和61年2月に建てかえられ、現在築27年を経過いたしております。平成11年に現在の根尾小学校へ統合され、現在は校舎利用の一環から、市民の健康増進、健康意識の向上を目的としたトレーニング施設のさわやかセンター高尾として根尾村時代に整備をされております。

しかし、25年度決算実績を見ますと、経費は約270万円、使用料収入は年間7万1,000円、利用者は634人で極めて利用率は低く、この数字を設置時の目的からどのように捉えるかは別にいたしまして、私は、前々から多くの市民が利用しやすい場所に移転することが望ましいのではないかと考えておりました。

また、市民の皆様からも同様の御意見も賜っております。さわやかセンター高尾のトレーニング施設の器具などを根尾保健センターに移設すれば、利用者の増加も見込まれますし、健康増進、また健康意識高揚にも効果があると考えますが、また施設の有効活用も図られます。また、根尾小学校での併設に不安などを抱く保護者の懸念も解消できるかと考えます。

しかし、高尾小学校で整備をする場合でも、小学校の統合で使われなくなってから15年余りが経過をいたしており、内部の整備に加え、運動場も雑草に覆われ、屋根の雨漏りなども外部の整備も必要かと考えます。積雪時期などの日数などを視野に施設整備をする場合、それに要する日数を考えると、早急な結論が必要ではないかと考えております。

さまざまな要因を考え、保育園に使用できるほかの公共施設は旧高尾小学校しかないと考えます。ここで施設整備を行うのが妥当かと思いますが、施設に要する日数や準備などを考慮され、この場で御決断をされるのがいいのかなと思いますが、それはそれといたしまして、早急に担当部署のほうへ、そうであるならば御指示を願いたいと考えております。その点は、市長どうですか。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今の議員の御指摘のことを踏まえて、早急に結論を出していきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、(2)を質問させていただきます。

子育てのしやすい環境や、働きやすい環境づくりも重要でございます。施策の大綱できめ細やかな福祉のまち、予算編成では、安心して子どもを産み育てるまちにすると述べてみえます。働きやすい環境づくりも必要でございます。根尾地域での留守家庭教室設置の要望を、共働き世帯などからもお聞きをいたしています。そうしたニーズに応えられるよう、早い時期の設置を図りたいと考えておりますが、幸い留守家庭教室の設置につきましては、昨日の御答弁で27年度に設置していきたいという旨でございますので、この御答弁は結構でございますが、現在、根尾地域の生徒・児童数は、中学校では今年度全校生徒が33人、次年度より29人、その後減少を続け、平成20年度13人、平成30年度11人になります。その後徐々に増加はいたしますが、20人前後での推移ではないかと考えております。小学校では今年度31人で、31年度ごろまでは30人から40人の間で推移をいたしてまいります。保育園は20人から10人前後での推移かと予測をいたしております。

こうした生徒・児童の減少が進む中、保育園、小学校、中学校の縦の連携の子どもの発達と学びのつなぎ等、家庭、地域との横の連携の地域の子育て支援がリンクした、平成26年度地域の保育園、小学校、中学校、地域の連携の方針が示されていますが、このことにつきましても昨日教育長が御答弁をされていますので、私の思いを述べさせていただきます。

根尾小学校へ併設されると聞き、以前、秋田県の大潟村へ行くことがあり、そこで整然と幼保小中が一つのエリアに整備され、それぞれ渡り廊下でつながれた恵まれた環境のもと、お互いの教育内容の理解を深めようと、合同で幼保小中連携協議会など、さまざまな研修会や交流会を計画、実施され、効果を上げているお話を賜りました。施設が1カ所でなくても、確かに現在でも根尾中学校校下単位で実践され、実績を積み上げられていますが、しかしそうした取り組みの方針が、施設の統合により、より有効かつ効果的に発揮できると、そうした幼保小中連携に関する思いを私はいたしております。

それはさておきまして、ただいま申し上げましたことがソフト面であるなら、ハード面といたしましても、最後に市長にお尋ねをします。

これからの根尾地域の保育園、小学校、中学校のあり方の計画的な検討も必要と考えますが、市は今後どのような構想を持たれ、方針を立てていかれますか、市長にお尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、根尾地域での保育園、それから小学校、中学校の今後のあり方というような御質問でございます。

なかなか明快な御答弁は難しいんでございますが、昨日も幼稚園等々、それから小学校との連携の重要性というようなことを、今のメリット等も教育長のほうからお答えもさせていただきました。そしてまた今、道下議員のほうからも他の市町の例も出ております。この根尾地域の将来の人口動

態、そしてまた子どもたちの数の推移なんかを見てまいりますと、なかなか長期的な計画を立てにくい状況でもございます。これから人口推移がどうなって、そして子どもがどうなっていくということで、なかなか判断しにくい部分がありまして、明快なお答えができませんけど、ただ一番基本は、どんな事態になっても、児童・生徒にとっていい学習環境の中で学習ができると同時に、子育てもそういう中でできるということを最大限の目標に取り組んでいかなきゃならないということでもございまして、今後できるだけそういうことを忘れないような形で、幼稚園、それから小学校、中学校の連携をどういう形でやりながら、そしてこの根尾地域で子育て、教育ができるかということをしっかり対応していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の人口の推移というようなことを見ながら、そしてまたいずれは学校のほうも、先ほど道下議員からもお話ありますように、小学校も中学校もこれから生徒数も減ってまいります。そういうときに、今の人数の中で最善の方法は何がいいかということを決えずこれから頭に入れながら根尾地域の教育、保育のあり方というのを検討していきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ありがとうございます。先ほど申しましたように、やはりこれからどんどん生徒数も減ってまいります。そうした中で、やはりその地域でありましてもしっかりとしたよい環境で学びができるような環境づくりを常に市長心がけていただきまして、今後の市政運勢に取り組んでいただきたいなど、こんなふうに思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、17番 大西徳三郎君の発言を許します。

○17番（大西徳三郎君）

議長のお許しをいただきましたので、3点通告してありますので、順次質問をしたいと思ひます。本日は、きのうもきょうも真正地域の自治会長さんが、きのうも七、八人、きょうは3名お見えになっており、本当にきのう、きょうと連続で見えておる人も見えるということで、大変御苦労さまですし、感謝申し上げたいと思ひます。

まず最初に、2月1日に文化ホールにおきまして、合併10周年の式典があり、私はそのときに市長の特別表彰ということで表彰していただきまして、ありがとうございました。

そのときにも、式典のときにずうっと考えておって、今の本巢市はこれでよかったのか、また今までの過程、また今後のことをずうっと考えておりました。

それから、実は中日新聞社の記者から取材を受けまして、この合併10年についてどのような感想を持ってみえるとか、今後の課題とかいろんなことを取材受けまして、その取材記事は載りませんでした。しかし、取材されたそのことが3回にわたって南北異聞ということで、第1回が誤算と課

題ということで、進む根尾の過疎化、2回目が効果と期待ということで、サービス向上、行政スリムに、3回目が藤原市長に聞くということで、市部局を集約し、行革推進という3回にわたった中日新聞の記事があり、大体この本巢市の10年を総括してくれたかなというようなふうに読んでおります。

それと、合併のときにこの新市建設計画をつくりまして、これを2回ほどずうっと過去のことも記憶を再現させるか、そういうこともありましたので、2回ほど読みましてずうっと考えておりました。それで、新市建設計画があつて、それから第1次総合計画をつくったわけですけど、大体それに準じて本巢市のまちづくりができてきたかなあと、総合的にはそう思いました。

きのうの黒田議員の一般質問の中で、合併10周年の総括と今後の展望ということで、そのときに市長の総括ということで市長の御意見も拝聴をいたしました。

その当時、私、この合併協議会の委員ということで、真正町議会を代表して最初から合併協の委員として合併協の会議に臨んでおりまして、その当時は12年ぐらい前ですので、五十二、三ということで、きのうの黒田議員の熱血ある一般質問を聞きまして、黒田君と同じぐらいの年であったなあということで、私もそのころは元気であったなあと思っておりました。今はそれから十二、三年たつて、今このように老けてしまつて勢いがなくなつたかなと、感想がそんなようなことでありました。

その当時の合併協の基本的な考え方としては、とにかく合併をすり合わせするのにサービスが一番上、それから負担が一番下ということ、これが原則で、そのようにまとめてきて、そのことがこの10年間にわたつていろいろ修正されたりなんかして、今の本巢市に来ておるかなと思つております。その中で一番難しかったのは、やっぱり名前とこの庁舎の位置であります。あと議員のこと、いろんなことは今回は言いませんけど、この本巢という名前は どうして本巢市になつたかというのと、極めて簡単で、本巢郡の本巢をとつたということでもあります。決して本巢町の本巢をとつたわけではなく、本巢郡の本巢をとつて本巢市というふうにとつて、これは我々、ほかの根尾も糸貫も真正も異議はなかつたということで、簡単に決まつたというのが現状であります。

それで、この庁舎のことにつきましては、正直言つて、最初この本巢市の庁舎と真正の庁舎、どちらにするかということがけんけんがくがくとなつた記憶があります。最終的に決まつたのは、この本巢の庁舎でありますけれど、なぜ決まつたかというのと、新しいから、その1点であります。それで49人の議員ということで、下の2階の大会議室で最初議会をやつておりましたので、大会議室と真正の大会議室を比べると、本巢の会議室のほうが少し広かつたということでもあります。全体でいえば、本巢の庁舎のほうが新しく建てられたからということでここに決まつた、そういうことでもあります。それで、我々当時真正町の議員としては、ほかの町村の委員たちも本巢でいいのではないかということで、そのように決定してきたわけであります。その過程において分庁舎方式というのをとられて、それでこの10年が来たということでもあります。

市長の去年の12月の鏑本議員の一般質問におきまして、分庁舎方式に対する市長の考えということで、市長の考えがあります。先ほど言いましたように、ここに決まつたということで、それから

統合したいという話でありましたけど、19年に本巢市庁舎整備検討委員会というところで、市民に定着している分庁舎方式を継続するとともに、新庁舎建設を急ぐべきではないというふうな報告がなされたということで、今のこのまま分庁舎方式が続いていると思います。その過程におきまして、正直言いまして統合ができないのはどうしてかということで、今、真正の議員が反対しておるということを言われたりなんかしたわけでありまして、実際に委員会でこのように答申が出たということで、我々は何も言わなかったということでありまして、しかし先ほども、最初に戻りますけど、合併10年来たということは大きな一つの区切りであったかなというふうにあるなと思っております。

そういうことで、今、市長が進めようとしておる統合方式に持っていくのが、もう時期が来たかと、そのように考えております。何も我々がどうのこうの言うことではなくて、市長は市長の方針どおり進めていただければいいのかなと、私なりにそんなふうに思っております。

それで、質問の本題に入っていきます。

統合されたいということになりまして、この真正分庁舎を総合庁舎へというふうを考えております。ここにも書いてありますように、本巢広域連合を真正分庁舎に入れたらという話を書いてあります。今、真正、本巢広域連合におきましては、正直言いまして今のところにおりますけど、あの建物自体は昔の真正町農協の建物であり、そこから農協が新しく西のほうへ真正支店ができましたので、あそこへ過去は商工会が入って、またこの介護保険がスタートするというので、この広域連合ができたということから、あそこへまた商工会が出ていただいて本巢広域連合が入ったというふうな経過であります。しかし、あの建物自体、皆様方も御承知のとおり古い建物であります。今、土貴野、また一色の農協が壊されました、建物が。そのころと同じような建物ですので、もう相当古いということで耐震もできないということで、今のあそこの建物の中では職員もかわいそうだなと、安心・安全ということを考えると、やっぱりもっと安心して仕事ができるように、また環境も整えてあげるべきではないかなということで、先ほどから何遍も言っておりますけど、この統合された後の真正分庁舎へ本巢広域連合の組織そのものを入れていただき、また議会も今この議場で、借り物の議場で議会をしておるのが現状であります。そうではなくて、真正分庁舎に議場がありますので、今あそこは物置になっております。あそこをきちっと整備していただいて、あそこで議会もできるようにしていただきたいなど、そのように思っております。

それと、せつかくでありますから、本巢市の外郭団体を全てあそこへ集めていただいて、総合庁舎にしてはどうかというふうに考えております。市長の見解を求めます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、真正分庁舎を総合庁舎にすることにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

今、大西議員のほうから、この合併前の話から、そして合併のときにいろいろ協議された、いろ

いろいろ御質問いただきました。当時をやっておられた方の御発言ということで、大変関心を持って聞いておりました。まさしくそれが現在引き継がれているということでもございます。

その中で分庁舎方式の、そしてこれを統合するという話につきましては、今年の、先ほど大西議員のお話がありましたように、12月の定例会の一般質問におきまして、鏑本議員から御質問をいただきまして、私はそのときにもお答えをいたしております。ちょっと要約を説明させていただきたいと思います。

現在の分庁舎方式というのは、市民の皆さんにとりまして、身近に庁舎があって安心感と利便性を感じていただいておりますということは、やっぱりそのとおりでございます。やはり合併をしても引き続き同じ場所に同じように庁舎があって職員がいるということで、市民の皆さん方にはそういう感じを持っていただいているというふうに思っております。ただ、そのときも答弁でもお話し申し上げましたように、ただ届け出とか、申請の内容によりまして、現在もそれぞれ担当4つの庁舎のいずれかに向いていただく必要もございまして、市民も職員もそれぞれの庁舎を移動するという、大変行政効率の悪い行政執行体制になっております。市民皆さん方には安心感を持っていただいておりますけれども、仕事の面でいきますと必ずしも便利な方式とは言えない状況でもございます。と同時に最大のネックというのは、災害対応、危機管理ですね。これが4つに分かれているということで、統一性を持った、そして緊急かつ早急にこういった危機管理に対応できないおそれがある。近年、特に災害の危機が叫ばれておきまして、この行政も臨機応変に対応することが求められてきておる時代でもございます。そういった時代にあつて、今のばらばらの庁舎で本当に危機管理ができるかという、大変私の口から言いにくいんですけども、なかなか早急な対応ができにくい体制になっているんじゃないだろうか、そういった心配もいたしておるところでもございます。

こうしたことから、ただ現在の分庁舎方式で市民の皆さん方に安心感とか、そういうのをいただいております。少なからず利便性も感じていただいておりますので、そういった分庁舎の特性をなくさないようにしていかなきゃならないということで、統合をやるときには、各庁舎に各種届け出とか手続のできる、いわゆるワンストップサービスのできる、そういった総合窓口を各庁舎には置いて、市民サービスの低下につながらないような仕組みを構築していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

新年度から地域調整課の機能も強化をいたしまして、あらゆる届け出、相談等々の対応ができるような仕組みをそれぞれつくりまして対応していきたい。そうすることによりまして、統合方式に向けての基盤を整備していくというふうにしていきたいと思っております。

そういった中で、議員から今御提案いただきましたその後の残った庁舎をどう活用するかという問題も出てまいります。大変古い庁舎もありますので、後にそう長く続くこともできない庁舎もございまして、真正庁舎につきましてはまだ耐震もしっかりした、構造的にも立派な施設でございます。

今お話にもございましたように、私どもも本県広域連合の一員で、毎回あそこでのいろいろ会議も

やっておりますけれども、大変古い、あの建物も耐震ができておりません。一たび東海、東南海、そういった地震があれば、まず壊れる危険性が高い建物の一つであるというふうに思っております、我々もいずれこの本巣広域連合の事務所を移転しなきゃならないというふうに思っております、今お話いただきましたように市の統合方式をする中で、真正庁舎というものをこういった本巣広域連合、それから外郭団体等も入れた総合庁舎にするということについては、大変有効な活用方法であるということでもございまして、ぜひそういう方向を頭に入れながら前へ進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても庁舎の統合は、今の議員の皆さん、また市民の皆さんの意見も聞きながら、そして市民サービスの低下にならないように進めていくということが肝要でございますので、引き続き統合に向けての基盤整備をしっかりと、不安を抱かせないような形で統合に向けて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。私の意図することを大体市長は受けとめて、その辺進めようとされておるといことで承りました。

先ほど言いましたように、きょうたまたま自治会長、真正地域の会長、副会長も見えておるといことで、このことを聞いてもらったということが、きょうは物すごいいい意味があるかなと思っておりますし、今後、自治会長会においてもこのような話が出てくるやもしれませんし、そのときには多分いいふうには進めていただけるかなと。真正地域の住民は物すごい寛容性がありますので、寛容であるし、穏やかな人が多いといことで、事はうまく進むというふうに考えております。そういうことで、市長もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目のほうに行きます。

さらなる広域合併についてといことであります。

平成23年12月議会においても同じ質問をしております。そのときは、新たな広域合併についてという表題でありました。今回は、ちょっと頭を変えてさらなる広域合併についてというふうに変えてみました。大体言っておことは同じようなことでもありますけど、これは先ほどから話しておることとずうっと関連をしております。このことを合併協議会でずうっと合併について話をしております、その当時、旧本巣郡、庁舎が1つになればよかったですけど、結果的には3つになってしまったといことで、非常に残念な結果でありました。その当時のリーダーといつか、先輩の皆さん方のいろんな考え方、またそれぞれ市町の事情もあつて一つにならなかったというのが現状であります。そういうことにおいては、今の3つになっておるといことは非常に、旧本巣郡は1つといことがずうっと言われておったわけでもありますけど、1つにならなかったといことは非常に残念であり、私も合併委員としては本当に責任を感じるような次第であります。

しかし、今10年たって、しかしそれが本巢市も瑞穂市も北方町もどうかというと、本当にそれぞれ発展して市民の皆さんいろんな要求、ニーズに応じてしっかりしたまちづくりができておるといふことで、その点は別に1つにならなくてもやっていけるということにはわかったわけでありまして、しかしもう限界に来ておるのではないかというふうに、私なりに思っております。

それは、やっぱりこれから少子・高齢化、また人口減になってくるということで、やっぱり人口が減ると市が衰える、まちが衰えるということは、大変申しわけありませんけど、北部については人口が減ると、やっぱりどうしても過疎化になって衰退するということがついて回ってきます。そういうことにおきまして、やっぱり人口を減らさないというふうなまちづくりが、これから目指していかなければならないかなというふうに思っております。

本巢市においても、それぞれ先輩の諸氏、また執行部、また市民の皆さんの御協力を得て10年経過したわけですけど、結果的に毎年の住みよさランキングということで上位に入っておるといふことは、本当に本巢市の10年においてもいい成果を上げておるといふことが言えるかなと思います。

しかし、何回も言いますが、私なりに限界に来ておるのかなというふうに考えております。特に、瑞穂市の若い議員と会う機会があり、話をする機会があつて、そのときにちょっと話をしたわけですけど、瑞穂市は瑞穂市で非常に悩んでおることがあります。御承知のとおり、岐阜市と大垣市の間に挟まれておって5万3,000、4,000という市でありますけど、やっぱりどうしてもまごついてしまうのではないかということで、やっぱり岐阜市、大垣市に負けたくない市にしたい、そういう気持ちが若い議員は特に強い考えを持っております。本巢市と合併して、本当に10万人の規模にしてそういう市にしたいというふうな、そういう熱血を持っておる議員が本当に多くおります。

その点、我々本巢市も、瑞穂とこのように書いてありますけど、まちづくりにつきましても、本巢市のまちづくりは、正直言いましても今人は南に流れておると。ということは、JR穂積駅へ人が流れるというか、どうしてもあそこを中心に今人が動いておる。まちづくりもJR穂積駅があるからこそ、南部のほうに住宅ができ、住宅開発しても売れていくという、これが現状かなと思っております。そういう面では、瑞穂市も北方町も人口が減らない、微増で、ずうっと前にも質問しましたし、新聞報道にもその前に出ておりましたけど、人口が減らないということはやっぱりJRのおかげというか、JR穂積駅の関係で人口が微増というふうな状況かなと思っております。

そういうことで、本巢市においてもそのような考えを持ってこれからまちづくりをしていくのが必要かなと思ったりもしますし、樽見鉄道においても同じかなと思います。樽見鉄道、今それぞれ連絡協議会というか、それぞれ大垣、瑞穂、北方、揖斐川町等、協力してやっておるわけですけど、我が市が一番負担しておるわけですけど、やっぱりどうしても最後は瑞穂市との協議、瑞穂市と一緒に最後やらなきやならんという時代が来るような気がします。そういうことから、樽見鉄道のことについてもどうしても瑞穂との関係が必要であるのではないかと思います。

また、河川も書いてありますけど、これは河川ということは根尾川も益田川、犀川、また五六川、それから東の中川もみんなやっぱり瑞穂へ流れていくということで、どうしても河川、下から改修してくることが決まっておりますので、瑞穂のほうにしてみれば改修すると水がこちらへ早く来る、

勢いよく来るということで、なかなか河川改修ができないことが我々の一番の悩みでもあります。そういうことで1つにして、河川改修ということがスムーズにするにも、やっぱり一緒になるのがいいのかなと思ったりもします。

また、道路についても同じであります。西部連絡道ができて本田へつなぐわけですけれど、我々はほとんど東の縦貫道よりも西部連絡道を通ってきょうも来るわけですけれど、どうしても東の縦貫道が157から、あれが幹線道路かなと思っています。あれを見ておきますと、以前は朝日大学の辺で道がぐにゃぐにゃとなっておりましたが、瑞穂のほうでしっかりした橋をつくってもらって、縦貫道が朝日大学の東をずうっと羽島へ、また海津のほうへ一本で抜けるように道ができました。そういうことも本巢から瑞穂へ、羽島へ、また海津へというふうに、そういうような道路になったと思います。それはもっと西のほうも同じことが言えるかなと思っております、これからまだまだやらなきゃならんということで、地域の幹線道路網をつくるにおいても、瑞穂との協力があって初めてそういう幹線道路ができていくのかなと、そのようにも考えております。

そのようなことを考えておまして、どうしても瑞穂といろんなことで協力してやっていかなきゃならない時代に来ておると思っております。そのようなことから、瑞穂市と協議し、さらなる広域合併を進める必要があるというふうに思っておりますけど、市長の見解を求めます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、さらなる広域合併につきましてお答えを申し上げたいというふうに思っております。

広域合併につきましては、先ほど議員お話のように、平成23年12月議会の際にも御質問いただきました。そのときにもお答えさせていただきました。

言うまでもなく、合併の効果というのは、これから少子・高齢化対策、福祉分野での住民サービスの向上ですとか、適正な職員の配置とか、公共施設の統廃合などによります行財政の効率化というようなメリットがございます。そういった半面、中心部と周辺部との格差化の増大というのも出てまいりまして、これがデメリットに指摘されておるところでございます。

先ほど議員もお話しされましたように、この本巢市内におきましても南部と北部とのこういった差というのも、合併によって出てきているデメリットの一つでもあろうかというふうに今思っております。合併については、本当にさまざまなメリット・デメリットについての評価がなされております。全国的にも合併がまだまだ進んでいるところでもございますので、なかなか統一した評価というのがなされておられませんけれども、それぞれの置かれている地勢によって、それぞれ大きな差が出ておるところでもございます。県内におきましても、合併した市町村においては、この本巢市とか、瑞穂のように合併してから人口増等々もあって、それなりのまちづくりが進んでおるところと、大きくがなったがゆえに、先ほど申し上げましたような中心部と周辺部との差がどんどんと広がって、ますます過疎化等々が進んでおるといふようなところも県内の合併した中にも幾つ

か見られておるところでもございます。

そういったことで、同じ合併をしてもその評価がいろいろとなされているというところでもございます。こういった中で、新たに道州制の動きというのが今現在出てきております。今それぞれ議論が始まっております。町村会、それから知事会等々は反対をいたしておりますけれども、市長会はこの件についてはなかなか意見がまとまらない。と申しますのも、いろんなパターンになっても、これから都市次第というのは、やっていけるよという議論があるといいますし、中には政令市から小さな市までいっぱい入っていますので、なかなか意見の集約もできないというところもありますけれども、市長会は、この道州制については特に何かまとまったことというのを言っているところでもございません。ただこの道州制の仕組みによっては、我々基礎自治体がございます市町村の仕組みにも必ず影響が出てまいります。この議論の行方にもちょっと関心を持っていかなきゃならないというふうに思っております。と同時に、引き続き合併特例期限が終わった後も、市町村におきましては新たな取り組みというようなことで周辺市町村間での広域連携とか、定住実現構想を初めとした、そういった地域活性化対策というようなさまざまな取り組みをしながら、いわゆる合併に近いような形でいろいろな取り組みが行われているところでもございます。

いずれこの本巢市も、先ほど議員のお話のように少子・高齢化がどんどん進んでまいります。いずれ今後このような取り組みもやっていかなきゃならないというふうに思っておりますし、既に広域連携というようなことで広域連合、いわゆる介護等々含めてし尿処理、そしてそれから消防も一部事務組合をつくったりなんかしながら、今広域処理というのを市民生活に直結する部分のところの共同処理、いわゆる広域連携というような取り組みやっておりますけれども、今後ますますそういった必要性が出てくるだろうというふうに思っております。

さて、こういった前提に立ちまして、今回御提案いただきました瑞穂とのさらなる合併をどうだというお話でございます。先ほど瑞穂市とこの本巢市とのお話がいろいろ出ております。地形的にも地政学的にも、旧本巢郡、両サイドに川を挟んだ間の中にあって南北につながって、過去からもうずっといろんな行政においても連携を取りながらやってきた、歴史的にも大変きずなの強い地域でもございます。

そういったことから、今後も合併をもしこれからもするならば、当然この瑞穂市との部分が最優先ですか、一番最初に考えられる話ではないかというふうに思っております。ただそういう中で、今回こういういろんな仕組みがある中で、こうした合併することによって効果的かつ効率的な行財政運営というのがその後も引き続きできるかどうか。そしてまず何よりも、市民の皆さんと一緒にしなければならないよという、そして一緒になることによってどういうことが、市民にとっていいことが起こりますよ、そしてまたいいことが起こらなくても、やらなければ絶対にあと市としてなかなか厳しいよということを理解していただける、それが大前提でございます。議会を初め、市民の皆さんのこういった御意見をいただきながら進めていかなきゃならないというふうに考えております。こうした意見を踏まえて、最終的には判断をしていかなきゃならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、合併をするということは、今回合併後の10年を迎えたこの本巢市におきましても、やはり合併をするということは大変な労力と時間等々が必要になってまいりまして、そのためには議会初め市民の皆さん方のしっかりとした御理解をいただいて、そして前へ進めていかなきゃならないというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

市民の皆さんにおいては、先ほど言いましたけど、住みよさランキングで毎年上位に入っておるということで、そんなに本巢に対しての不満はないと私も思います。しかし、我々議員、また市長たる責任者としては、これからの本巢市は今ままで本当にいいのかなと冷静に考える必要があるかなと思います。今がよければ10年後もいいのかという、僕はそうではないと思います。だから最初も言いましたけど、人口が減っていくと衰退していくということで、人口を減らさない、少なくとも現状維持に、人口をふやしていく施策をするのが市長以下執行部の仕事であり、我々議員の仕事でもあるかなと思っております。そういうことで、我々は現状に甘んじることなく、将来を見据えてもうちょっと高いところ、また広い目で世の中を見、また市民の皆様方の生活、いろんなことを見て決めていくのが我々の仕事かなと思っております。

そういうことで、再質問ではありませんけど、意見としては、我々としてはとにかく賛同していただける人、賛同していただける議員たちに相談し、また瑞穂市との賛同してくる議員たちとの勉強会を近いうちに立ち上げていったらいいかなと、そのように思っております。そのようなことで、言いつ放しでは私もだめですので、行動はしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

消費税増税による本市への影響ということで、この4月1日から消費税が5%から8%になるということでもあります。今、私もたまに家内に連れられてスーパーへ行ったりするわけですけど、今まで内税が多かったのが外税になって値段がついて、プラス税ですよというふうになってきております、今の5%の状況においても、8%の布石かなと思っております。それはそれとして、本巢市においてはどのような影響があるのか、そのようことをちょっと教えていただきたいと思ひます。想定される本巢市への影響と対応についてであります。よろしくお願ひします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、消費税増税による市への影響、また市の対応につきましてお答えいたします。

まず、市への影響につきましてでございますけれども、消費税は、消費一般に広く公平に課税される間接税でございます。市が発注する工事や購入する物品等に対しても課税されるということで、消費税率が増になることによりまして、歳出面においての市の財政負担増となりますけれども、平成26年度当初予算における歳出ベースでは、物品費、維持補修費及び普通建設事業費においては、消費税が5%から8%に改正されたことによりまして影響額といたしましては約1億4,700万円となっております。また、平成26年度の繰り越しとなる事業のうち、国の補正予算活用による繰越事業を除いた歳出では615万4,000円増となっております。

一方、歳出面におきましてですが、消費税には現行税率5%のうち1%が地方消費税として課税されております。地方公共団体に対してこの地方消費税交付金として交付されておるということでございますけれども、今回の消費税率改正によりまして1%から1.7%となることから、平成25年度決算見込みでは3億2,125万9,000円でございますけれども、平成26年度当初予算におきましては、国が示します地方財政計画における伸び率等を勘案いたしまして4億900万円の予算を計上しております。約8,800万円の増となっておりますところでございます。

また、地方消費税交付金が増となることによりまして、普通交付税の交付額が減少するということとなりますけれども、平成25年度の普通交付税決算見込み額と比較いたしますと、地方消費税交付金分の影響額といたしましては、平成26年度で約6,300万円の減となる見込みでございます。

次に、消費税増税における市の対応といたしましては、使用料、手数料等の改正につきまして各部署で検討いたしまして、12月定例会において御議決いただいたところでございますけれども、水道料金、下水道、農業集落排水施設使用料と、また行政財産の目的外使用に係る使用料及び道路占用料等におきまして条例改正の議決をいただきましたけれども、今議会におきましても法定外公共物管理条例の一部改正の議案を提出させていただいております。こういったことで消費税の増税に伴う対応をとらせていただいております。

また、市民の方などから消費税の転嫁に関する相談が寄せられた場合には、消費者相談窓口におきまして対応させていただくということにしております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

3%上がるということで、いろんなところに影響があり、また大きな数字が変わるんだなあということをお聞きしました。それはそれでよしということで、終わりたいと思います。

次の2番目であります。

これも消費税増税ということで、弱者対策ということに2つ上げてあります。これは、この3月議会の予算にも計上して、新規事業ということで上がってきております。しかし、その2つは臨時福祉給付金支給事業、それと子育て世帯臨時特別給付金事業であります。これについて詳細な説明

と、関連についてを質問いたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

平成26年4月からの消費税率引き上げによる低所得者及び子育て世帯への家計の負担の緩和及び消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として1回限りの給付措置を行うものでございます。

まず最初に、臨時福祉給付金支給事業でございますが、支給対象者は、平成26年4月1日において本巢市の住民基本台帳に登録をされ、平成26年度分の市民税の均等割が課税されていない方でございます。ただし、市民税の均等割が課税されている方の扶養家族や生活保護者は対象外となっております。支給対象者は約8,000人を見込んでおります。支給額につきましては、支給対象者1人につき1万円を支給いたします。また、支給対象者のうち老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者につきましては約4,000人ほど見込んでおりますが、1人につき5,000円を加算されるものでございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。支給対象者は、平成26年1月1日の基準日における本巢市に住所を有する者で、26年1月分の児童手当、特例給付の受給者であって、平成26年度分の所得が児童手当の所得制限を超えない方でございます。臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護制度の被保護者に当たる児童につきましては対象とはなりません。

なお、支給対象者は約4,785人を見込んでおまして、平成26年度1月分の児童手当対象児1人当たり1万円を支給するものでございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

これは全額国のほうから国庫支出金ということで、片方は1億2,500万強、片一方が6,300万強ということで、全て国から来るということでありますけど、先ほど言われましたように1回切りということでありますけど、今年度1回やるだけで、来年また10%になるとそれかわるということであるでしょうけど、国の事業でありますけど、余り聞いてもあれですけど、1回こっきりというふうでよろしいですね、確認だけします。はい、わかりました。

この事業は正直言いまして弱者対策ということで、国のほうにおきましては、公明党さんが非常に努力されてこのようなことができてきたかなと、そのように聞いております。どうしても間近に、半月でも消費税が上がるということで、それは仕方がないことかなあと感じております。

3点をお聞きしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。10時55分から再開をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3点について、質問をいたします。

第1番目は移送サービスについてであります。

移送サービスにつきましては、昨年の3月の本巢市地域福祉計画35ページに、高齢者や障害のある人の移動手段の確保という項目の第1番に福祉有償運送の推進という項目がございます。この中で、市民主体の外出支援である福祉有償運送が円滑に実施でき、サービスの安定した供給ができるよう、担い手の確保、育成などの活動の支援に努めますというふうにあります。

そして、取り組みの主体として市、社会福祉協議会、NPOとなっています。こうした状況で有償の移送サービスというのがNPO主体に行われてきているわけでありますけれども、年々利用者が増加をし、その運営も非常に困難になってきている、厳しくなっているということを聞いています。

例えば24年度の、特に中心になっているNPOの状況を聞きますと、24年度は23年度から約400人ぐらいふえて、1,500人ぐらいの利用があったと。25年度でいいますと、さらにふえて2,000人ぐらいの利用だというふうに聞いています。そういう中で本当に厳しい運営状況が強いられているというふうに話を聞いております。

そういった中で、まず市にお伺いしたいというふうに考えておりますのは、第1番目には、今の現状をどのように把握し、認識をされているかという点であります。よろしくお願いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

本市では民間の公共交通機関に加え、市民の日常生活における移動の利便性を図るため、市営バスを運行しています。しかし、高齢者や障害のある方などは、こうした交通機関を利用するための停留所まで行くことができなかつたり、1人では乗りおりができなかつたり、さまざまな不自由を感じる場合があると思われまふ。

昨年度策定いたしました地域福祉計画では、優先施策として、高齢者や障害のある方の移動手段

の確保を掲げ、具体的な施策を福祉有償運送の推進、ボランティア等による移動手段の確保、公共交通機関における利便性の確保に努めていくとし、各実施主体が事業に取り組んでいるところでございます。NPO法人による福祉有償運送につきましては、本巢市福祉有償運送に係る管理体制に関する規定によりまして、年4回の状況報告や、本巢市福祉有償運送運営協議会において法人の運営状況の報告を受け、実態の把握に努めております。移動手段の確保として、障害のある方に対して、NPO法人による福祉有償運送や、社会福祉協議会による福祉車両の貸し出しなどを行っておりますが、年々利用者が増加してきており、全ての要望に対応できていないという状態と認識をしております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは2番目に移りますが、今、1番目で話がありましたように、全ての要望に対応できていない、そういう状況の中で、最初に申し上げたように、実際には利用がそれでも24年度と25年度、今年度を比べても500人ぐらいの増加があるというふうに聞いています。それでもなかなか全てに対応できないということだというふうに考えます。そうすると、せっかく始まったNPOの活動が実際に運営がどんどん大変になっていって、もう対応できない、実際にそれを担っている人の高齢化という問題もありますけれども、もし、もうやっていけないという状況になれば、こうした多くの人たちが路頭に迷うということにもなりかねません。

利用料を引き上げれば、ある程度財政的にもやっていけるようになるのかもしれませんが、しかし現に実際にやってみえる方々にとっては、本当に生活に困っている人も多く見える中で、利用料を上げてということについては非常に抵抗感を持っておられる。なるべく誰もが気軽に利用できるような状態で進めていきたいという強い思いを持っておられます。そういう中で利用料を上げればいいという話には簡単にはならないので、その中で市の福祉政策の大きな部分を担っていたらいるNPOに対するさらなる支援というのは必要だろうというふうに考えておりますけれども、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

地域福祉計画の福祉有償運送が円滑に実施ができ、サービスの安定した供給ができるよう、担い手の確保、育成など活動の支援につきましては、広報紙等による運転手の募集や、社会福祉協議会が開催していますボランティア講習会等を通じ、移送ボランティアの発掘、研修を行うとともに、NPO法人に対して情報を提供するなど、担い手の確保、育成に努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、福祉有償運送を含め、ボランティア等による移送、公共交通機関における利便性は、高齢者、障害のある方の移送手段の確保において重要な課題であります。今後、利用者等の調査を行いながら、NPO法人、社会福祉協議会との連携を図り、誰もが気軽に外出し、社会参加もできるような支援策を検討していきたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

実際にこのNPOが、特定の名前は避けますけれども、一つのNPOでなく複数の団体がこれを担っている。けれども、その主要な部分は当初から市もいろいろ積極的に働きかけながらかかわって、発足してきたNPOだというふうに思っております。そのNPOが移送サービスの主要な部分を占めている。そういうことを鑑みたときに、この組織が今後もうまく機能できるような支援が具体的に必要だろうというふうに思います。そのためには、そうした団体と個別の状況把握、あるいはどういった支援が可能なのか、どういった支援を必要としているのか、そうした個別の対応というのにも必要になってくるのではないかとこのように考えています。

そういった点について、ぜひとも26年度に積極的にその辺を進めていく必要があるというふうに考えておりますけれども、そういう点についてだけ改めて質問をいたします。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいま、いろいろと御意見いただきました。現場での現状についての把握も必要であり、またNPO法人、そして社会福祉協議会、そして行政がお互い連携を図り、相互間で協議、検討をすることにより、今後の支援策を考えていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは2番目に移ります。

国民健康保険税の引き下げという問題であります。

国民健康保険を考えるときに、まず第1に考えていかなければならないのは、国保の財政の問題もありますけれども、同時に国保の加入世帯の所得階層がどうなのか、そういったことも勘案しながら、そして今、本巢市の国民健康保険会計にある基金もどう活用していくのか、そういったことも含めて、より被保険者にとって安心できる体制にしていくことが求められているというふうに考えます。

ここに示しておきましたけれども、本巢市の国民健康保険会計の基金は約5億4,000万円。1人

当たりになると5万6,000円になります。県内の42市町村の基金の状況を見ますと、平均2万2,000円であります。このことを考えてみれば、この基金の活用を含めた負担軽減を図ることが求められているというふうに言えると思います。

そこでまず第1にお伺いしたいのは、被保険者の所得階層の状況はどうかという点であります。しばらく前に私が調べましたところによりますと、100万円までの人が50%、200万円までが25%、合わせて75%が200万円までの所得だというふうに出ています。今このあたりがどういう状況になっているのか、まずお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を、市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの質問の被保険者の所得階層の比率についてお答えさせていただきます。

被保険者の所得階層別の比率につきましては、前年度からの大きな変化はありませんが、平成26年2月28日現在で所得階層別の割合を見ますと、100万円以下で47.23%、100万円以上300万円以下で38.84%、300万円以上が13.93%となっております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今示されました、所得の低い人の割合が非常に多いということは依然として変わっていない状況であるということを考え、さらに最初に申し上げた基金の状況、そしてこの間の国保会計の推移、そういったことを考えてみたときに、国民健康保険税の引き下げというのは、もうまさに考える時期に来ているのではないかというふうに考えますけれども、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ここ数年の国保の推移や基金の状況を見たとき、国保税の引き下げを考えるべきではないかについてお答えさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、平成22年度に実施した条例改正により、3年間で段階的に増額するように定められています。この改正は医療給付の急激な上昇を憂慮し、対処したものでしたが、一時的に上昇した以降は継続的な上昇は見られなかったことなどから、納税者の負担緩和を図るため、国保運営協議会にお諮りして増額を据え置いてきた次第でございます。

国保会計の状態につきましては、ここ数年、医療給付の大きな伸びなどは見られず、横ばい状態

であり、国保税率につきましても据え置いてきている状況であります。医療給付費の上昇対策としましては、ジェネリック医薬品の普及促進や適正受診の勧奨、また特定健康診査の実施による生活習慣病対策など保健予防事業に力を入れ、医療給付費の伸びをできる限り抑えるように努力しているところでございます。

他市町と比較した市民の負担状況につきましては、本市の保険税率は資産割は導入していないため、一律に他市町との比較は難しいですが、被保険者1人当たり、平成24年度の保険税調定額を比較しますと、県内21市の中で9番目に低く、調定額の平均を3,000円ほど下回っている状況でございます。

基金につきましては新型伝染病によるパンデミック等に伴う医療費の急激な上昇などに備えて確保していく必要がございます。

また、平成25年12月24日でございますけど、閣議決定された平成26年度税制改正大綱におきまして、保険税の軽減措置による低所得者層の負担緩和が講じられています。こうしたところから、国保税の引き下げにつきましても、消費税増税など国の情勢や県による保険者一元化問題、近隣の自治体の動向、また伝染病等の流行の兆候などを見きわめながら、医療費給付費の動向を注視しながら保健予防事業に鋭意努力し、安定した国保運営に努めながら検討をしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

昨年の6月の、たしか委員会だったと思いますけれども、1年間様子を見たいというふうな答弁がなされていたと思いますので、まだ1年にはなりませんので、またさらに新年度にいろいろ状況を見ながら今の答弁に沿って考えてほしいというふうには思いますけれども、ただ、そういった前提として実際によく考えてほしいのは、先ほども申し上げましたけれども、基金の状況です。岐阜市が引き下げを表明をいたしております。

岐阜市の24年度末の基金の状況を見ますと、33億5,000万円。額としては非常に多いわけでありまして、被保険者数が全然違いますので、1人当たりになりますと2万8,000円です。本巣市は先ほど申し上げたように5万6,000円であります。1人当たりの基金の保有高がゼロのところから、多いところは8万3,000円ということで、本巣市は多いほうから4番目であります。

これが先ほど申し上げた経営平均の2万2,000円、そのくらいの一定の基金を持てばいいんではないかというふうには私は思いますが、そうすると相当な額が、保険事業や、あるいは国保の安定運営のために、さらには国保税の引き下げに、いろんな形で活用できるんではないかというふうには考えておりますが、そこで市長に今度はお伺いしたいと思いますが、こうした基金の状況から、今、国保税のあり方についても見直すべきだというのが私の考えでありますけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

国保税の引き下げの話でございます。基金を活用していったらどうかというお話でございますけれども。たまっております基金の大半は、一般会計からの繰入金でございます。国保会計の中での剰余金を積み上げてきたものではございませんので、これはどちらかというところと一般財源の持ち出しの部分の大きな要素は、先ほど来部長がお答えしておりますように、伝染病等がはやったときに、急激に今の税を上げることはできませんので、そういった基金を使ってそういったものに対応しようということでは積み立ててきておるものがございます。そういったことで、基金の活用、一般財源から持ち出しているものを、そういったものに対応しようとして残しているものを引き下げに使うというのはちょっとどうかかなと。そうでなくて、今、少なくとも毎年基金のほうに積み立ててきておる、剰余金で基金に積み立ててきたものもでございますので、そういった部分の活用につきましては、今後検討していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ことし1年は見るということをおっしゃっております。新年度、26年度におきましてそういう状況を見ながら、できるかどうかということも考えていかなくちゃならないと思っております。

国保税は、先ほど来部長がお答えしますように、国保税の市民の負担額というのは県内の21市の中でも大変低いほうにございますし、今回、岐阜市が1万円ほど下げましたけれども、もともと岐阜市は高いところから下げて、まだ本巣市よりも高いところに位置をしております、近隣の市町の状況等を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど来お話しありますように、低所得者の方々に大きな負担にならないような形を考えていくというのは当然のことでございますので、この基金のいわゆる、今まで一般財源から持ち出したものでなくて、会計の中で積み上げてきたものの活用のところについては、一遍そういうことで考えていかなくちゃならないというふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基金のことについてもう一度申し上げますと、一定の基金を持つことについて否定はしません。けれども、先ほど申し上げたように、他市町と比べて非常に多くの基金を保有している。そこまでの基金が必要かどうかという問題も含めて検討する必要があるということが1つと、もう1つは、保険税が他市町と比べて大ざっぱに言えば中間ぐらいだというふうに思っておりますけれども、それでも例えば、所得金額が200万、300万当たりの人にすれば十数%が国民健康保険税になります。国民健康保険税だけでそれだけ払って、あともろもろの税金があつてということになると、本当に生活は大変だというふうに思います。そういったところにも光を当てる必要があるということで、

この基金の活用というのも考えるべきではないかというふうに申し上げているんですが、その点で改めて市長のお考えをお伺いし、いずれにしても26年度の早い段階で、25年度の決算が出た段階で検討を進めてほしいということを申し上げておきたいと思えます。

市長、お願いします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

基金の金額をどれだけ持つのがいいのかというのは、先ほども申し上げましたように一般会計から出してきております基金につきましては、これは想定外をしたいと思っております。これは、先ほど申し上げましたように何かあったときの対応のためのお金ということでございますので、先ほど来申し上げておりますように、そこを会計の中で積み上がってきた基金のものを使ったときに、国保会計で持っている基金がどのぐらいになるかということも検討をしながらやっていきたいというふうに思っております。

それと、弱者のことにはいろいろ御議論ございますけれども、今回、国のほうでも低所得者層の負担緩和というものも税制改正の中で平成26年の中で行われてきておりまして、この26年度の国保の中でもこれが実施されるということになってきております。そういった推移もしっかり見ながら考えていきたいというふうに思えます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

まだ若干考えの違いはありますけれども、ただ、最後に申し上げおきたいのは、低所得者対策と言われるときに、多くの人が所得200万円以下というふうに言われています、特に若年層で。そういった200万、あるいは300万の人というのはほとんど対象になっていかないというのが実態です。だから、本当にそういった、いわゆる中間層といいますか、中の下といいますか、そのあたりの人たちが一番私は大変な思いをしているだろうというふうに思えます。そういったところにはなかなかいろんな手だてが講じられないという現実をしっかりと踏まえ、対応を検討してほしいということを申し上げておきます。

では、3番目に移ります。

空き家条例についてということであります。

かつて安藤議員が空き家の問題について質問をいたしました。空き家というと北部をすぐ念頭に浮かべますけれども、必ずしも北部だけでなく、南部も含めて空き家対策というのが大きな問題になってきているのではないかというふうに考えています。

例えばということで大野市の例を挙げておりますけれども、大野市では空き家等の適正管理に関する条例というのを、これは議員提案でつくったそうでもありますけれども、その目的を見ますと、

空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止し、管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与すること、これを目的としています。本巢市においてもこうした対応が今求められる、そういう状況になってきているのではないかとこのように考えております。

そこで、まず第1番に本巢市の空き家の実態はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

それでは、空き家の実態についてということでございます。

市内の空き家の戸数でございますが、平成20年の住宅土地統計調査によりますと930戸ということで、空き家率につきましては8.2%ということになっております。参考までに、県の空き家率が14.1%ということですから、市のほうで5.9ポイント下回っているという状況でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

県の状況を見ますと、今14.1%というお話がございました。県議会における都市建築部長の答弁を見ておきますと、昭和63年と比べてみますと、当時約5万6,000で、20年が11万7,900と、約20年間で倍増しているというふうに答弁しています。本巢市が昔と比べてどうなのかということはわかりませんが、いずれにしても相当ふえてきているということは事実だろうというふうに思います。

そうした中で、この空き家について、空き家といってもいろいろな種類がありますけれども、利用可能な空き家、あるいは建てたけれどもたまたま住んでいないとか、さまざまな状況がありますけれども、特にやはり問題なのは防犯上の問題から、あるいは倒壊のおそれがあるとか、そういった周囲に危険を及ぼすような空き家について、市としてきちんと把握して、それに対してどうしていくかということが求められてきているのではないかと思います。

その点で、第2番目の市としての対応方針はということをお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

空き家に対する市の対応方針ということでございますが、空き家といえども、今御紹介ありましたようにいろんな空き家がございます。今回、特に老朽化し倒壊などのおそれのある危険な空き家ということでございますが、こうした空き家につきましては、保安上ですとか景観、それから

環境衛生、こういった点で問題となっております。そして、こうした問題に対処するため、近年空き家対策条例、先ほど大野市の条例を御紹介いただきましたが、こういった空き家対策の条例を制定する自治体もございます。

そうした一方で、こうした空き家への立入調査の根拠、それから所有者の特定、それから固定資産税の住宅用地の特例というものがございますが、こういったものをどう解除していくかという課題も指摘されております。こうした中で、まず国におきましては、空き家対策に関する法律の整備、それから県におかれましては官と民の連携による空き家対策の推進を目的としまして、空き家等対策協議会、これは仮称でございますけれども、こういったものの設立が新年度に予定されております。

今後、こうした国の動向、それから県の行います空き家等対策協議会、こういったところへも参加いたしまして、県や他市町と情報交換を行いながら、市民が安心して暮らせるよう空き家対策について研究してまいりたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今ありました県の対応で協議会というお話がございました。これも先ほど言いました去年の6月の県議会の部長答弁を見ておきますと、老朽化し危険な空き家に対する対応としては、今、部長が言われるように、法的な措置はなかなか有効に機能していないというふうに答弁をし、そういった上で市町村や県関係部局から成る連絡会議を設置することとしており、現在その準備を進めているところだというふうに述べています。この連絡会議ということが、今言われた協議会ということなのかもしれませんが、そうした中で、空き家の状況を把握するネットワークの構築、あるいは危険な空き家に対するマニュアル作成などを検討していくというふうに言っておりますけれども、それが先ほどの協議会ということなのか、もしわかればその辺をお伺いしたい。

それと、このように県は県として、市町村と連携して進めていくというふうには言っておりますけれども、いずれにしても、本巢市の空き家の状況については本巢市が把握する必要が当然あるわけで、24年8月に岐阜県の過疎地域集落实態調査というのが行われ、これはあくまでも過疎地域だけでございますけれども、その中で集落代表者のヒアリング調査というのをやった。その結果、空き家の状況がどうなのかという調査報告が出されています。このことを申し上げるのは、例えば市の職員が、ローラー作戦で全戸、全市を回って空き家の実態を把握するというのは不可能ですし、じゃあどういう形で実態把握をしていくかということで、大野市でもそうですけれども、条例を見ますと市民の情報提供という項目がありまして、市民はその情報を市長に提供するように努めるというふうに書いてあります。市民は努めるようにということ言うのは結構なんですけれども、その要請を市民に、あるいは自治会にお願いをするということが前提になってくるんじゃないか。そういうことで、この実態調査の集落代表者ヒアリング調査という言葉を申し上げたわけでありませ

れども、どういう形で情報収集を進めていくのか、そういう上で県が設置する協議会なりに臨んでいくのかということが、今、県待ちという部分もありますけれども、同時に市の状況把握という点ではそうした活動が必要になってくるのではないかと思いますけれども、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

まず1つ目に、県が今後進めようとしておられます対策協議会ですね。今、議員がおっしゃいましたように、イメージ、体制の中では、空き家の対応マニュアル、こういったものの策定も予定はされておるように捉えております。それからもう1つ、実態調査につきましては、確かに大野市は市民からの情報提供、これがまず最初のスタートの段階ですね。実態調査といいましても、大野市の事例ですと情報提供のあった建物についての実態調査ということなんですね。ですから、先ほどおっしゃいました職員によるローラーでの調査というのは本当に大変でしょうし、やることによって何がどうやという部分もあります。ただ、私ども考えておりますのは、県の対策協議会ですね。先ほど言いましたように他市町の情報なんかもいただきながら、どういう形で把握をするかということも含めて、検討していきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

4月に各地域で自治会長会というのが開かれますね。そういう場において情報提供を今の段階でも要請することはできるのではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

可能か不可能かといえば、それは可能でしょうね。お願いするだけですから。ただ、そうした中で空き家の定義ですね。この辺の考え方というんですか、空き家というものの捉え方ですね。こういったところも私どもでよく検討して、こういったものですよとまとめないと、かえって混乱を招くのではないかというふうには思います。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最後に1つ申し上げておきますけど、部長もよく読まれたと思うので簡単に申し上げますけれども、大野市の条例の中の第2条で、空き家について管理不全な状態というのはどういうことなのか

ということが書いてあります。例えば、こういう形で老朽化したり、あるいは強風積雪等により倒壊するおそれのある状態とか、そして人の生命、身体、もしくは財産に被害を与えるおそれの状態、ある程度書いてありますね。だから、そういったことも勘案しながら、市としての最低限の基準を示しながら、まず今の段階でできる情報収集のための要請をするということは必要ではないかというふうに考えておりますが、その点だけ最後にお伺いしておきます。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 川村登志幸君。

○総務部長（川村登志幸君）

確かに2条で大野市の場合書いてございます。そういったところも含めて検討したいと思います。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

てっきり昼からの出番だと思っておりましたけれど、堀部ならば早く終わるのではないかと皆さんが期待してみえると思いますので、期待に応じて頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

第1番目に無線LANの整備について御質問します。

近年、携帯情報端末機器の発達により、インターネットを使つての通信手段、情報収集手段として無線LANを使ったデータ通信が活発に行われるようになりました。全国の有名観光地に行きますと、海外からの旅行者が、タブレットやスマートフォンを使ってガイドもなしで旅行をしている姿をよく見かけます。実際彼らは観光地の詳細情報や観光ルート、食事や宿の周辺施設情報をそういった情報機器を通じて得ています。観光地ばかりではなく、人が多く集まる場所、また集めたいところに無線LANを設置し、集客につなげようとしているところがあります。もう何年も前から、東京や大阪、そしてこの近くでは名古屋の大須商店街などでも設置され、来訪者の便を図っております。本巢市内の飲食店などでも店が無線LANを提供し、お客さんがタブレットやパソコンまで持ち込んで利用している姿を見ることがありますし、私も実際に利用したことがあります。また、インターネットを利用したいときにはそういう店を選ぶことがあります。

そのほかにも、例えば織部の里の展示館や、赤彩古墳の館、真桑文楽の物部神社など、観光地、文化施設に無線LANを設置し、その場所の詳細情報や、周辺施設案内のホームページをつくっておけば、ガイドがいなくても自分で情報を得ることができ、ほかに近くの観光名所があるのか、どこで食事ができるかなどの情報も得ることができます。また、英語のホームページをつくっておけば、通訳がいなくても英語での情報も容易に取得できるようになり、今まで以上に来場者には便利に使っているものと思っております。

また、人が集まる場所にしか有効なわけではありません。例えば本巢市内においても、携帯会社によっては電波の入らない地域があります。携帯電話会社にアンテナの新設を希望しても、利用者が少ない地域では早急な設置は余り期待はできません。しかし、インターネット回線がその地域

にまで行っていれば、端末にモデムと無線LANルーターを設置するだけで、周囲何十メートルは無線LANが使えるようになります。これが防災に生かせると思っております。

実際、東日本大震災においては、携帯電話もデータ通信が比較的有効に使えたと報告されております。大規模災害時、携帯会社からは、家族や知り合いの連絡用に災害用伝言番が使えるようになっております。しかしながら、これは携帯電話の電波が届いていないと使えません。でも、無線LANが設定してあれば、データ通信を使って連絡をとることができます。

また、先月2月14日から記録的な大雪が関東方面を襲いましたが、政府や関係する県や自治体から、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを通じて、リアルタイムに災害状況が発信されました。利用者は公共交通機関や道路状況などの把握に役に立ったと聞いております。けさも中国・四国地方に大きな地震がありましたが、災害時に家族、知り合いの安否を一刻も早く確認したいというのは人情として当たり前のことです。市民の通信手段の確保という意味で、避難場所、避難所への無線LAN設置は大変有効なことだと思います。また、ほかにも福祉、教育、いろんな分野に今後活用されることと思います。

そこで、1つ目の質問としまして、本巢市においては、合併当初から無線LANの構築を計画に上げておられました。いつでも、どこでも、誰でもというコンセプトでしたが、特にどこでもについてお尋ねします。具体的にどこに設置する予定だったのか。また、現在の無線LANの設置状況についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、当初計画の具体的な利用方法と目的ということでお答えをさせていただきます。

当初計画のいつでも、どこでも、誰でもという地域情報化の推進につきましては、合併前の31村の合併協議会におきまして新市建設計画の最重点プロジェクトの一つといたしまして、本巢地域情報化基本構想、また基本計画を策定いたしまして、光ケーブルの敷設による高速情報通信網等の情報インフラを整備し、無線LANにより行政情報提供システムや遠隔医療支援システム、また保健支援システム、防災ネットワークシステム等を想定したサービスを実施いたしまして、市民の視点に立った効率的、また効果的なサービスの提供を行うこととしたものでございます。

しかしながら、合併後、この構想及び計画の内容につきまして、平成16年度に地域情報化検討委員会を設置いたしまして検討した結果、事業費の試算額が約29億円と高額となることから、国・県の情報政策や民間通信事業者の動向を見定めながら事業化を進めるという答申をいただきました。

その後、平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への移行を踏まえまして、平成18年度に情報通信基盤整備に関する基礎調査を実施し、地上デジタルテレビ放送、7市町地域への対応、また高速インターネット未整備地域への対応を検討する中で、ケーブルテレビによる基盤整備が最も効率的であるという結果をいただきました。そうしたことからCCNetによるケーブルテレビ事業を採

用し、地域情報化の推進を図ってきたところでございます。

御質問の投資計画において、具体的にどこに無線LANを設置する予定であったのかという御質問でございますけれども、庁舎を初めとする公共施設、淡墨桜などの観光施設、また避難所などに設置することを想定いたしまして計画をされたものでございます。また、現在の公衆無線LANの設置状況につきましてでございますが、平成25年2月にCCNetによる公衆無線LANスポット、Wi-Fiスポットとっておりますけれども、これが市役所本庁のほか各分庁舎、しんせいほんの森の屋内5カ所及び樽見鉄道の樽見駅、織部駅、本巢駅、また北方真桑駅を初め、モレラ岐阜など屋外7カ所に設置されまして、CCNetを初めとするコミュニティネットワークセンターの加入者、またau携帯電話の加入者におきましては高速インターネットを利用することが可能となっております。昨年4月号の広報「もとす」でございますけれども、また市ホームページにおきまして市民の方に周知をさせていただいているところでございます。

また、この無線LANにつきましては、大規模災害時には無料開放されるということになっておりまして、被災地における重要な通信手段となるものでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

大変詳しい説明をいただき、ありがとうございました。

ただいまの回答を踏まえて、2番の質問に移らせていただきます。

先ほどの回答の中で、無線LANの設置は文化観光地だけではなく、災害避難所までを想定してみえるということで、それであれば市民の皆さんに有効に使ってもらえ、市民が望む安心・安全なまちになることと思っております。

しかしながら、現在はCCNetが設置している無線LANでは、大規模災害時には誰でも利用できるということでしたけど、通常は携帯電話のau使用者、ケーブルテレビの契約者に利用者が限定されるということでした。これでは市が目指すいつでも、誰でもというコンセプトから外れているような気がします。

また、現在の設置場所は屋内、屋外合わせて12カ所ということですが、計画からするとまだまだ設置場所が足りないような気がします。今後はどのような計画を持って実際に進めていかれるのかお尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、今後の計画についてでございますけれども、公衆無線LANサービスにつきましては、携帯電話のアクセス数を緩和する対策として民間事業者によるアクセスポイントの設置が進んでい

るほか、訪日外国人旅行者に対するサービス向上による観光振興や、また大規模災害時の通信手段の確保ということから、自治体による整備も進められております。県内におきます整備状況につきましては、高山市におきましては民設の光ファイバーを使用し、訪日外国人旅行者向けの公衆無線LANサービスを公設で来年度から整備していくというところでございます。

また、郡上市におきましては、公設の光ファイバーを使用し、公設で市内振興事務所などの主要施設に整備し、中津川市、恵那市につきましては、公設の光ファイバーを使用し、民設で公民館や図書館など市内の主要設備に整備しているというものでございますけれども、恵那市につきましては利用料が必要となっておりますというところでございます。

今後の本市におけます公衆無線LANを整備するに当たりましては光ファイバーが民設民営であることから、既存の12カ所の利用状況を見ながら、この事業者でございますCCNetと今後の計画、また費用負担等について協議をさせていただきたいというふうに思っております。また、第4世代移動通信システムなどの技術的な進展を含めて調査・研究をしていきたいと考えております。

また、当市におきましては、大規模災害時での安否確認、また関係機関との情報伝達の手段といったしまして、大規模災害時にはどの事業者の無線LANでも利用可能であるとする公衆無線LANの無料開放実証実験というのが昨年の9月に実施されたというところでございますので、今後こうした国の動向にも注視して進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

こうした技術は日進月歩でありまして、初期投資や維持経費も当初よりははるかに安価にできるものと思っております。当初計画したときには29億円ほどかかると試算されたようですが、今現在、CCNetを使えばかなりの初期投資額が少ないものになるものと思っております。

また、もっといいものを、例えば第4世代移動通信システムなどの検討もされるということでしたけど、もっと安くなる、もっといいものが出ると、ずっと調査・研究をしていると、いつまでたっても導入することができません。決断するタイミングが最善の時期と判断して、早く導入されることを期待しております。よろしくお願いします。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

大気汚染対策についてを質問させていただきます。

最近主に中国方面から飛来する微少粒子状物質、いわゆるPM2.5が問題になっています。発がん性物質を含むとも言われ、非常に微少なことから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系の影響に加え、循環器系の影響が心配されています。特に3月から5月にかけて飛来し、環境省は健康に関する注意喚起基準を設けています。全国に700カ所以上の測定箇所を設置し、岐阜県内にも11カ所の測定箇所が設置してありますが、この測定結果により、岐阜県でも環境省に倣って注意喚起基

準が設けられていますが、住民に注意喚起を伝える手段までは明確にされておりません。

1つ目の質問としまして、本巢市の判断基準についてお聞きします。

県内には11カ所の測定箇所がありますが、本巢市内にはありません。どの地域の測定箇所の数値で注意喚起をするのかお尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの質問の、市内での測定のされていないPM2.5に係る注意喚起の本巢市の判断基準の根拠についてお答えします。

前日も一般質問で答弁させていただきましたが、回答が重複するところがありますが、よろしくお願ひします。

微少粒子状物質、PM2.5の想定される健康への影響につきましては、呼吸器系疾患のリスクの上昇や循環器への影響が懸念されております。議員御質問の注意喚起のための判断基準の根拠についてですが、国において昨年3月以降、微少粒子状物質PM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針や、注意喚起のための暫定的な指針に係る判断方法の改善について等が通知されているところでございます。

岐阜県においては、国が示した指針を受けて運用方針が定められており、注意喚起はPM2.5の濃度の1日平均値が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に実施されることになっておりますが、国の専門家会合においては、現時点で得られる健康への影響に関する見地など勘案し、検討されたものであります。

市におきましては、国が示した指針を受けて定められている岐阜県の運用方針より注意喚起が発表された場合、それを受けて周知を行うこととしておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいまの説明で特定の地点の数値を参考にしているのではなく、岐阜県からの注意喚起を受けて周知しているということでしたけど、注意喚起基準に達すると予想される場合には外出や換気を控え、マスクを着用することを推奨しています。また、70マイクログラム以下でも呼吸器系や循環器疾患のある人、子どもや高齢者などの高感受性者は注意したほうがいいとされてはいますが、実際には70マイクログラムに達しないと予想される場合には岐阜県からは何の通達も来ないということになります。

それで2つ目の質問ですが、本巢市は独自の判断基準を持たないということですが、健康に影響

があると思われるときには、やはり市独自で注意喚起をしてほしいと思っております。そのためにも、担当部署においては数値のチェックをしているのかどうかをお聞きします。

また、屋外で仕事や活動をしている市民も多くいると思います。学校などの教育現場でも屋外活動があります。どんな方法で市民に注意喚起をしているのかお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

基準値を超えた場合、また超えなくても健康に影響があると思われる場合の注意喚起方法についてお答えさせていただきます。

議員御質問の基準値を超えた場合、また超えなくても健康に影響があると思われる場合の注意喚起方法についてですが、注意喚起はPM2.5の濃度の1日の平均値が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に実施されることになっており、午前中の早目の時間の判断基準として、午前5時から7時までの1時間の平均値をもとに注意喚起が発表されます。また、午後からの活動に備えた判断基準については、午前5時から12時までの1時間の平均値をもとに発表されることになっております。

注意喚起については、不要不急な外出や屋外での長時間の激しい運動を減らすこと、また呼吸器系や循環器系の疾患のある方、子ども、高齢者等においても影響を受けやすいと考えられているため、個人の体調に応じ、慎重に行動してもらうよう防災無線を利用して呼びかけを行うこととしております。

市内の学校などの対応としましては、登下校はマスクを着用させる、授業においては屋内体育館に切りかえる、休み時間に屋外に出ないようにする、窓あけを最小限にする等により、健康への被害が出ないよう配慮していくことになっております。

また、基準値を超えなくても健康に影響があると思われる場合の注意喚起についてですが、注意喚起が実施される判断基準は健康への影響の防止を目的として国で定めた指針を踏まえ、岐阜県においてその運用方針が定められており、県においてはこの判断基準に該当しない場合は注意喚起が実施されませんので、市としましては県の運用方針に従い対応することになります。

学校におきましては、呼吸器系や循環器系の疾患を有する子供がより影響を受けやすい可能性があることから、注意喚起のための実施の有無に限らず、本人や保護者において日ごろから注意を払い、マスクの着用など自己防衛を図るよう対応することとしておりますので、御理解いただきます。

また、県から発表される数値ですけど、当然職員のほうで県のホームページ等見ながら、数値はチェックをしております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

市に整備してある防災行政無線を通じ、積極的に市民に注意喚起をされるということで安心しております。

PM2.5が与える健康被害については、実はまだよくわかっていないというのが実情のようです。でも、甘く見て対応がおくれ、実際に健康被害が出てしまってからでは手おくれになります。市におかれましては、数値のチェックを怠らず、いろんな情報を取り入れ、判断基準が変更になった際には、即座に対応できる体制づくりだけは整えてほしいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月26日水曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

